

【資料5】

白石町訓令乙第2号

白石地域新設小学校基本構想・基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 白石地域新設小学校の建設に当たり、白石地域新設小学校基本構想・基本計画（以下「計画」という。）の策定に際して、よりよい教育施設整備を検討するため、白石地域新設小学校基本構想・基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関し、意見の交換、調整及び助言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 副町長
- (2) 教育長
- (3) 庁内関係課の代表者
- (4) 白石町内の小学校教職員
- (5) 白石町内小学校通学児童の保護者又は白石町内小学校運営協議会委員
- (6) 議会の代表
- (7) 地域住民代表
- (8) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了する日までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は副町長を、副委員長は教育長を充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けた

ときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見又は説明を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務を遂行する場合において他の委員から開示され、又は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月20日から施行する。